

精神障がい者の交通運賃割引制度の適用を求める意見書

厚生労働省は、平成16年の精神保健福祉の改革ビジョンにおいて「入院医療から地域生活中心へ」という基本方針を提示してきた。この方針により、これまで入院治療が中心であった精神障がい者の行動範囲や生活領域は拡大することとなり、公共交通機関の利用が不可欠となってきた。

しかしながら精神障がい者の所得水準は極めて低く、この交通費負担は精神障がい者本人の社会参加の機会を制限することとなり、さらに生活を支援している家族にも負担がかかっている。

一方、障がい者の交通運賃割引について、身体障がい者の外部障がい者は昭和25年、内部障がい者は平成2年、知的障がい者は平成3年から実施されているが、精神障がい者の場合は、その公共交通機関利用のニーズは他障害と何ら変わるものではないにもかかわらず、未だJR等の交通運賃割引制度から除外されたままになっている。

さらに、平成18年10月から精神障害者保健福祉手帳にも原則として他障害と同様に写真を添付することとなったため、本人確認も可能になり、現在では精神障がい者を交通運賃割引制度の対象から除外する根拠もなくなったと思われる。

平成26年2月に日本は国連障害者権利条約の締結国となり、平成28年4月には障害者差別解消法が施行される。

国連障害者権利条約第4条は「障害者に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し、又は廃止するためのすべての適当な措置をとること」「この条約と両立しないいかなる行為又は慣行も差し控えること」、第20条では「障害者自身が自ら選択する方法で自ら選択する時に、かつ、負担しやすい費用で移動することを容易にすること」を明文化し、障害者差別解消法第1条も「この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする」と定めている。

このように、国連障害者権利条約の締結、障害者差別解消法も施行される中で、精神障がい者を福祉制度の対象から除外することは、日本国憲法、障害者基本法、障害者差別解消法の理念・条文に照らしても不合理であり、このような状態が今後も続くようであれば精神障がい者の社会参加と平等への切実な願いは潰えてしまうのは明白である。

よって、精神障がい者の他障害同等の交通運賃割引制度の適用を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月22日

鳥取県東伯郡北栄町議会

提出先

国土交通大臣・厚生労働大臣・総務大臣・衆議院議長・参議院議長